特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	生活保護に関する事務			
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として事務を行う。 (外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人に対する決定実施の取扱いに準じて事務を行う。) 生活保護の実施に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 資料の提供等の求めに関する事務 6 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 9 保護に要する費用の返還に関する事務 10 徴収金の徴収に関する事務 11 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 12 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 13 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等			
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、レセプト管理システム、統合型専用端 末、医療保険者等向け中間サーバー等			
2. 特定個人情報ファイル:	名			
生活保護受給者ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項及び別表第一15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 に関する条例(平成27年条例第38号)			
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、4 2、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、第9号及び別表第二26の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康福祉部生活福祉課			
②所属長の役職名	生活福祉課長			

6. 他の評価実施機関
 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 請求先 健康福祉部生活福祉課
 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
 連絡先 サロ市市健康福祉部生活福祉課 〒738-8512 広島県サロ市市新宮1-13-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9165
 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した
 適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	1重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワークシス	くテムを通じたり	、手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転した	ない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提信	供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている [十分である] 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>					
判断の根拠	複数で確認する体制をとっている。					
9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・	B発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 体限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 信報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	・鍵をかけ管理している。 ・複数人で確認している。					

変更箇	听				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 1②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として事務を行う。	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として事務を行う。(外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人に対する決定実施の取扱いに準じて事務を行う。)	事前	
令和5年3月15日	I3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第-15の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第-の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第15号	番号法第9条第1項、第2項及び別表第一15 の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用に関する条例(平成27年条例第38 号)	事前	
令和5年3月15日	I4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] 番号法第19条第8号、別表第二9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下番号法別表第二主務省令という。)第8条、第9条、第12条、第12条、第14条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第38条、第35条、第53条、第58条、第58条、第58条、第58条、第58条、第58条、第58条、第58	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二9、10、14、1 6、18、20、24、26、27、28、30、31、37、 38、42、50、53、54、61、62、64、70、8 7、90、94、104、106、108、113、116及 び120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、第9号及び別表第二26 の項	事前	
令和7年5月28日	8. 人手を介在させる作業	なし	十分である 【判断する根拠】複数で確認する体制をとっている。	事前	
令和7年5月28日	11. 最も優先度が高いと考え られる対策	なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である。 【判断する根拠】・鍵をかけて管理している。 ・複数で確認する体制をとっている。	事前	
				-	
		L			